

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月8日
【会社名】	株式会社リボミック
【英訳名】	RIBOMIC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 義一
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台三丁目16番13号
【電話番号】	03-3440-3303
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 宮崎 正是
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台三丁目16番13号
【電話番号】	03-3440-3303
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 宮崎 正是
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	<p>第12回新株予約権 その他の者に対する割当 3,100,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 680,100,000円</p> <p>第13回新株予約権 その他の者に対する割当 1,800,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 678,800,000円</p> <p>(注) 1. 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。 2. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10,000個
発行価額の総額	3,100,000円
発行価格	新株予約権1個当たり310円(本新株予約権の目的である株式1株当たり3.10円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成29年6月26日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社リボミック 管理本部管理部 東京都港区白金台三丁目16番13号
払込期日	平成29年6月26日
割当日	平成29年6月26日
払込取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(注) 1. 株式会社リボミック第12回新株予約権(以下文脈に応じて個別もしくは第13回新株予約権(後記「2 新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権)」をご参照下さい。))と総称して「本新株予約権」という。)は、平成29年6月8日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、別記「(注)6.本新株予約権の行使請求及び払込みの方法」第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に別記「(注)6.本新株予約権の行使請求及び払込みの方法」第(3)号に記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限:当初407円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。以下「下限行使価額」という。) 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は7.51%、割当株式数は100株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):410,100,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初677円とする。但し、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。
- 2 行使価額の修正
- 行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。
- 3 行使価額の調整
- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式の分割により普通株式を発行する場合
- 調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- 下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員若しくは従業員又は当社の顧問若しくは社外協力者(当社の取締役その他の役員、従業員、顧問及び社外協力者には非居住者を含む。)に新株予約権を割り当てる場合を除く。)
- 調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>上記第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、上記第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>680,100,000円</p> <p>上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年6月27日から平成32年6月26日まで（但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで）とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。なお、別記「（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社は割当予定先との間において、本新株予約権の行使等について取り決めたコミットメント契約を締結する予定である。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり310円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。）に、本新株予約権1個当たり310円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり310円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

（1）資金調達をしようとする理由

当社は、下記「3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の RBM-007の治験計画届出のための準備費用、RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費及び RBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費、それぞれの費用のための資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました結果、割当予定先である大和証券株式会社（以下「大和証券」という。）より提案を受けたスキーム（以下「本スキーム」という。）は、下記「（2）資金調達方法の概要」に記載のとおり当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールが出来るものであり、下記「（3）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると

判断したため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達を行おうとするものであります。

本資金調達を実施するにあたり、当社は長期的に安定した財務基盤を維持し、臨床試験の実施に伴う将来の資金需要に迅速に対応できる機動的な資金調達手段かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。本資金調達のうち、第12回新株予約権の資金使途は主としてRBM-007の加齢黄斑変性症の臨床試験の経費に充当し、第13回新株予約権の資金使途はRBM-007の軟骨無形成症の臨床試験の経費に充当することを想定しています。

(資金調達の目的)

当社は、当社が次世代の医薬品と期待する核酸新薬として、一本鎖の核酸(生命の遺伝の仕組みを司るDNAやRNA)がもつ造形力によって、疾患の原因となる標的タンパク質に結合し、標的タンパク質の働きを阻害する核酸(以下「アプタマー」という。)を創製し、医療機関や患者様から求められている

「Unmet Medical Needs(まだ有効な治療法が確立されておらず、医薬品の開発が強く望まれている治療分野の医療ニーズ)」の疾患に対する新薬の提供を目指しております。そのために、当社が独自に開発した、アプタマーを利用した医薬品開発(以下「アプタマー創薬」という。)のプラットフォーム技術(疾患を限定せず広い範囲の創薬を対象にできる汎用的な技術)である「RiboARTシステム(Ribomic Aptamer Refined Therapeutics System)」をベースとして、様々な疾患や創薬ターゲットに対する有効性が期待されるアプタマーを創製し、早期ライセンス・アウトを前提とした「自社創薬」と、製薬会社との「共同研究」を二つの柱として事業を進めてきました。

当社は、平成26年9月に東京証券取引所マザーズ市場に新規上場して以来、公募増資により調達した資金を用いて、この事業スキームを推進してまいりました。この資金を活用して研究開発を進め、自社創薬品目の一つとして、線維芽細胞増殖因子2(FGF2)を標的タンパク質とし、FGF2の働きを阻害する抗FGF2アプタマー(自社化合物番号RBM-007)を創製することに成功しました。RBM-007は、FGF2に対し特異性が高く(つまりFGF類縁因子を含めFGF2以外の他のタンパク質には反応せずFGF2のみに効果を有すること)かつ、抗体等の既存の阻害剤よりも強い阻害活性を有する(つまりFGF2の機能を阻害する効果が強いということ)アプタマーです。

1988年に米国の実験病理学会の機関誌である「American Journal of Pathology(Vol.130, 393-400)」に発表された論文では、FGF2の生理作用の一つとして、新たな血管を作る作用があると報告されています。眼科領域の疾患の一つである加齢黄斑変性症は、炎症により網膜組織の血管(健全な場合には存在しない)が新たに作り出されることが原因で発症します。この事は、FGF2が加齢黄斑変性症の原因となっている可能性を示唆しております。

更に、1995年に米国の細胞生物学会の機関誌である「Molecular Biology of the Cell(Vol.6, 1861-1873)」に発表された論文では、FGF2を過剰に生体内で発現させたマウスにおいて、体長が短縮することが報告されています。この事は、FGF2が四肢短縮の希少疾患である軟骨無形成症の原因となっている可能性を示唆しております。

これらの知見を基に、加齢黄斑変性症において網膜組織で新たに血管を作り出すFGF2の作用をRBM-007で抑制することができれば、RBM-007は加齢黄斑変性症の治療薬になり得る、更には、軟骨無形成症においてFGF2が軟骨に及ぼす作用をRBM-007で抑制することができれば、軟骨無形成症の治療薬になり得ると考え、RBM-007の研究開発を進めました。この結果、加齢黄斑変性症と軟骨無形成症のいずれの疾患モデル動物においてもRBM-007の有効性が実証されたため、RBM-007は、両疾患に対する新規治療薬となりうる事が明らかとなりました(研究成果の一部は米国遺伝子細胞治療学会の機関誌である「Molecular Therapy」誌、平成28年11月号に掲載。Vol.24, 1974-1986, 2016)。

なお、本有価証券届出書提出日現在まで臨床ステージにあるFGF2阻害剤の報告はなく、RBM-007を用いた医薬品の開発が成功すれば、加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症の患者へ既存薬とは異なる作用メカニズムの新薬を提供することが出来ると同時に、新しい医薬市場を開拓し、当社の大きな収益につながると期待できます。このRBM-007の可能性を考慮すれば、臨床試験実施前の現段階で製薬企業に早期ライセンス・アウトするよりも、マザーズ市場に新規上場時には想定していなかった加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症を対象とした臨床試験を実施し、RBM-007の製品価値を高めることが、より高額なライセンス収入を得ることにつながると判断いたしました。このライセンス・アウトを実現させるために後記「3 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のRBM-007の治験計画届出のための準備費用、RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費、及びRBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費、それぞれの費用が新たに必要となり、当社取締役会は、慎重に必要性和合理性の双方の観点から審議を行った結果、今般、当該臨床開発のための資金調達を行うことを決定いたしました。

今回の資金調達を通して上記の活動資金を確保することで、アプタマー医薬品の研究開発をスピードアップし、RBM-007について自社での臨床開発を実施して製品価値を高め、製薬会社とのライセンス契約締結に向けた活動を加速させてまいります。

なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載しております。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が大和証券に対し、行使可能期間を3年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額修正条項の内容は、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割り当て、大和証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。また、当社は、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部を取得することができます。

当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約及びコミットメント契約を締結いたします。

(本新株予約権の行使の要請)

コミットメント契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付新株予約権(行使価額修正条項の内容は、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を大和証券に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定し、行使を要請する旨の通知(以下「行使要請通知」という。)を行うことができる仕組みとなっております。大和証券は、行使要請通知を受けた場合、当該行使要請通知を受領した日(以下「行使要請通知日」という。)の翌取引日に始まる20連続取引日の期間(以下「行使要請期間」という。)内に、当社が本新株予約権について行使を要請する個数(以下「行使要請個数」という。)と、当該行使要請通知日における本新株予約権の残存個数とのうち、いずれか少ない方の個数の本新株予約権を、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合や当社が大和証券から本新株予約権の取得を請求する旨の通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします(以下「行使義務」という。)。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる行使要請個数には一定の限度があり、各行使要請通知において指定することができる行使要請個数は、当該行使要請通知を行う日の直前取引日までの、20連続取引日又は60連続取引日における各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高の中央値(但し、そのような中央値が存在しない場合には、中央値を挟む2つの出来高の単純平均値をもって中央値とみなします。)に、2を乗じた数値を、本新株予約権1個の目的である株式の数で除し、小数点未満を切り下げた数のうち、いずれか少ない方の数を上限とします。当社は、本新株予約権に関し発せられた直前の行使要請通知に係る行使要請期間の末日の翌取引日に始まる20連続取引日の期間は、次の行使要請通知を行うことはできません。また、行使要請通知を行うことができる日は、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の120%を上回っている日に限るものとし、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には、大和証券の行使義務の効力は生じません。

行使要請期間中において、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合や、当該行使要請通知に係る行使要請期間中のいずれかの取引日において当社普通株式の株価が東京証券取引所が定める呼値の制限値幅に関する規則に定められた当該取引日における値幅の上限又は下限に達した場合、その他東京証券取引所により売買の停止がなされた場合等には、大和証券の行使義務の効力は消滅するものとします。

なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

(本新株予約権の行使の禁止)

当社は、その裁量により、大和証券に対し、本新株予約権の行使を禁止する旨の通知(以下「行使禁止通知」という。)を行うことができます。本新株予約権の行使を禁止する期間(以下「行使禁止期間」という。)は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った行使禁止通知をいつでも取り消すことができます。但し、上記の行使要請通知を受けて大和証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような行使禁止通知を行うことはできません。行使禁止期間中に行使要請通知が行われた場合は、行使禁止通知の効力は消滅します。

なお、当社は、行使禁止通知を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

(本新株予約権の取得に係る請求)

大和証券は、平成30年6月26日以降のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日以降の取引日に当社に対して通知することにより、又は平成32年5月26日以降平成32年6月4日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。大和証券が取得請求通知を行った場合、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部を取得します。

(本新株予約権の譲渡)

本新株予約権買取契約及びコミットメント契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨、並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及びコミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定します。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、複数の証券会社に資金調達手法について打診を行う中で、割当予定先である大和証券を含む複数の証券会社からの資本金調達手法及び金融機関からの借入等の負債性調達手法を含めた資金調達の手法について提案を受けましたが、以下「(本スキームの特徴)」、「(本スキームのデメリット)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、当該提案を含む他の資金調達方法について総合的に勘案した結果、大和証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法では、当社の裁量により行使要請通知及び行使禁止通知を行うことにより、新株予約権の行使数量及び時期を相当程度コントロールすることができるため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、行使価額が算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額に修正されること、及び第13回新株予約権の行使開始にトリガー条件が設定されていることから複数回による行使が期待され、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうるため、現時点における最良の選択であると判断しました。なお、本スキームのデメリットである実際の調達額が予定を下回る場合においても、臨床開発費の一部を公的資金、新規パートナー企業(本有価証券届出書提出日現在で決定した企業はありません。正式に決定次第開示いたします。)との共同開発等で賄うといった対応も可能であるため、当社は現時点では当該デメリットを許容できるものと考えております。

(本スキームの特徴)

当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、行使要請通知及び行使禁止通知を行うことにより本新株予約権の行使に一定のコントロールを及ぼすことができるため、柔軟な資金調達が可能であること。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,000,000株(第12回新株予約権及び第13回新株予約権の合計)で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式数13,309,600株に対する最大希薄化率は、15.03%)。なお、第12回新株予約権を先行して行使可能な状態とし、第13回新株予約権は下記に記載のトリガー条件が成就した後に行使可能となるため、本新株予約権の行使による希薄化の時期の分散が期待されること。

当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を上回っていない限り、割当予定先に対して本新株予約権の行使を要請することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。

当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部を取得することができること。

大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。

大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。

第13回新株予約権は、()当社又は当社のパートナー企業が保有するRBM-007を用いた軟骨無形成症に対するヒトでの最初の治験計画届出(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の2第2項本文に従い行われる厚生労働大臣に対する治験の計画の届出をいい、適用外国法における同等の行為を含みます。以下文脈により同様とします。)が行われた旨のプレスリリースを当社がTDnetを通じて公表したこと及び()大和証券が同届出の事実を合理的手段で確認したことを条件とし、かかる条件が満たされた場合、大和証券は条件成就の翌取引日から第13回新株予約権を行使することができるという「トリガー条件」が設定されるため、資金需要が発生した場合は、本新株予約権の行使の蓋然性が高くなること。

なお、軟骨無形成症の臨床試験費用が必要になった後に同臨床試験の費用の資金調達を行うのではなく、トリガー条件を設定した第13回新株予約権を発行する理由は以下のとおりです。

当社は、平成30年中に軟骨無形成症の臨床試験の開始を予定しておりますが、同臨床試験の実施に関する治験計画届出が行われ軟骨無形成症の臨床試験の実施が決定した段階で新株予約権の発行等の資金調達の検討・決定及びこれに伴う契約の交渉・締結等の手続きを行い同臨床試験の費用の調達を行う場合には、かかる検討・決定及び手続きに時間を要すること等から臨床試験の費用を適時に調達できない可能性があります。

他方、トリガー条件を設定せずに同一回号の新株予約権により軟骨無形成症の臨床試験費用も調達する場合には、軟骨無形成症の臨床試験の費用が未だ必要ではない段階でそれに充当される費用の調達を目的とする新株予約権が行使され、15.03%の希薄化が起こる可能性があります。そこで、軟骨無形成症の治験計画届出を判断基準とするトリガー条件の設定により、軟骨無形成症の臨床試験に資金が必要となるタイミングで第13回新株予約権の行使を可能とすることにより、段階的に希薄化を生じさせながら、当該資金の円滑な調達が可能になります。

(本スキームのデメリット)

市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。

株価が下落した場合、株価に連動して行使時の払込価額が下方に修正されるため、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。

株価が下限行使価額を下回って推移した場合、行使が進まず調達ができない可能性があること。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、上表「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項記載のとおり、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使及び行使価額の分散が期待されるほか、行使要請通知及び行使禁止通知により行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響が小さいと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること。

他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、上記に記載のとおり、修正日に算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使及び行使価額の分散が期待されるほか、行使要請通知及び行使禁止通知により行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響が小さいと考えられること。

また、現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあります。

コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にあります。また、東京証券取引所有価証券上場規程の新株予約権に係る上場基準により、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・イシューは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておりません。このため、株主割当(ライツ・イシュー)による資金調達は適切でないと判断いたしました。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれるが、本スキームは資本金調達であるため、財務健全性の低下は見込まれないこと。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容上記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(2)資金調達方法の概要」及び上記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(3)資金調達方法の選択理由」に記載の内容以外に、当社は、大和証券との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成29年12月22日までの間、本新株予約権が存する限り、大和証券の事前の書面による承諾なくして、当社普通株式若しくはその他の株式、又は当社普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

発行済の全株式について、株式分割を行う場合。

ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。本号に規定するストックオプションプランにおける当該権利の付与対象者は当社の役員、従業員、顧問、社外協力者であり、日本非居住者を含むことを確認する。

本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により当社普通株式を発行又は処分する場合。本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社普通株式を発行又は処分する場合。

合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として株式を発行又は処分する場合。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし
6. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 本新株予約権の行使は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に機構により上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 - (4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
7. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
8. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(3)【新株予約権証券の引受け】
該当事項なし

2【新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10,000個
発行価額の総額	1,800,000円
発行価格	新株予約権1個当たり180円(本新株予約権の目的である株式1株当たり1.80円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成29年6月26日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社リボミック 管理本部管理部 東京都港区白金台三丁目16番13号
払込期日	平成29年6月26日
割当日	平成29年6月26日
払込取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

- (注) 1. 株式会社リボミック第13回新株予約権(以下文脈に応じて個別もしくは第12回新株予約権(前記「1 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)」をご参照下さい。))と総称して「本新株予約権」という。)は、平成29年6月8日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権買取契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。
割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、別記「(注)6.本新株予約権の行使請求及び払込みの方法」第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に別記「(注)6.本新株予約権の行使請求及び払込みの方法」第(3)号に記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限:当初407円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。以下「下限行使価額」という。) 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は7.51%、割当株式数は100株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):408,800,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」といいます。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初677円とする。但し、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。
- 2 行使価額の修正
- 行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。
- 3 行使価額の調整
- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式の分割により普通株式を発行する場合
- 調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- 下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員若しくは従業員又は当社の顧問若しくは社外協力者(当社の取締役その他の役員、従業員、顧問及び社外協力者には非居住者を含む。)に新株予約権を割り当てる場合を除く。)
- 調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式での調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>上記第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、上記第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>678,800,000円</p> <p>上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年6月27日から平成32年6月26日まで(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで)とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。なお、「1 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)(2)新株予約権の内容等(注)1.本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(2)資金調達方法の概要」及び「1 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)(2)新株予約権の内容等(注)1.本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(3)資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、当社は割当予定先との間において、本新株予約権の行使及びトリガー条件等について取り決めたコミットメント契約を締結する予定である。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり180円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日(但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。)に、本新株予約権1個当たり180円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり180円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注)1.本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由別記「1 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権)(2)新株予約権の内容等」に対する(注)1.をご参照下さい。

但し、同注記1(2)に関して、注記の契約の内容に加え、コミットメント契約において、以下の内容が定められます。

(本新株予約権の行使の条件)

第13回新株予約権の行使は、()当社又は当社のパートナー企業が保有するRBM-007を用いた軟骨無形成症に対するヒトでの最初の治験計画届出が行われた旨のプレスリリースを当社がTDnetを通じて公表したこと及び()大和証券が同届出の事実を合理的手段で確認したことを条件とし、かかる条件が満たされた場合、大和証券は条件成就の翌取引日から第13回新株予約権の行使が可能となります。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容別記「1 新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等」に対する(注)2.をご参照下さい。
3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項なし
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし
6. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 本新株予約権の行使は、機構又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に機構により上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 - (4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
7. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
8. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,358,900,000	7,000,000	1,351,900,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(第12回新株予約権及び第13回新株予約権の合計の4,900,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(第12回新株予約権及び第13回新株予約権の合計1,354,000,000円)を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用及び信託銀行手数料等)の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,351,900千円については、RBM-007の治験計画届出準備費用、RBM-007を用いた加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症に対する臨床開発費用に充当する予定であり、具体的な内訳は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
RBM-007の治験計画届出準備費用	258,750	平成29年7月～平成30年9月
RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費	417,850	平成30年4月～平成32年9月
RBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費	675,300	平成30年9月～平成34年3月
合計	1,351,900	-

RBM-007の治験計画届出の準備費用

当社のRBM-007は、線維芽細胞成長因子2(FGF2)に対し特異性が高く(つまりFGF類縁因子を含めFGF2以外の他のタンパク質には反応せずFGF2のみに効果を有すること)かつ、抗体等の既存の阻害剤よりも強い阻害活性を有する(つまりFGF2の機能を阻害する効果が強いということ)アプタマーです。

1988年に米国の実験病理学会の機関誌である「American Journal of Pathology (Vol.130, 393-400)」に発表された論文では、FGF2の生理作用の一つとして、新たな血管を作る作用があると報告されています。眼科領域の疾患の一つである加齢黄斑変性症は、炎症により網膜組織の血管(健全な場合には存在しない)が新たに作り出されることが原因で発症します。この事は、FGF2が加齢黄斑変性症の原因となっている可能性を示唆しております。

更に、1995年に米国の細胞生物学会の機関誌である「Molecular Biology of the Cell (Vol.6, 1861-1873)」に発表された論文では、FGF2を過剰に生体内で発現させたマウスにおいて、体長が短縮することが報告されています。この事は、FGF2が四肢短縮の希少疾患である軟骨無形成症の原因となっている可能性を示唆しております。

これらの知見を基に、加齢黄斑変性症において網膜組織で新たに血管を作り出すFGF2の作用をRBM-007で抑制することができれば、RBM-007は加齢黄斑変性症の治療薬になり得る、更には、軟骨無形成症においてFGF2が軟骨に及ぼす作用をRBM-007で抑制することができれば、軟骨無形成症の治療薬になり得ると考え、RBM-007の研究開発を進めました。この結果、加齢黄斑変性症と軟骨無形成症のいずれの疾患モデル動物においてもRBM-007の有効性が実証されたため、RBM-007は、両疾患に対する新規治療薬となりうる事が明らかとなりました(研究成果の一部は米国遺伝子細胞治療学会の機関誌である「Molecular Therapy」誌、平成28年11月号に掲載。Vol.24, 1974-1986, 2016)。

なお、本有価証券届出書提出日現在まで臨床ステージにあるFGF2阻害剤の報告はなく、RBM-007を用いた医薬品の開発が成功すれば、加齢黄斑変性症及び軟骨無形成症の患者へ既存薬とは異なる作用メカニズムの新薬を提供することが出来ると同時に、新しい医薬市場を開拓し、大きな収益につながると期待できます。そのため、RBM-007を用いた両疾患の臨床試験を実施するための治験計画届出の準備とその準備費用が必要です。対象疾患は二つですが、同一の治験薬を用いるため、治験計画届出のために実施する試験項目の多くが重複いたします。そのため、支出予定時期のうち、平成29年7月から平成30年3月までの期間では、両疾患に対する治験計画届出の準備が並行して進み、平成30年4月から平成30年9月までの期間では、軟骨無

形成症に対する治験計画届出の準備が中心となります。主要な治験計画届出の準備費用の内容は、GLP適合非臨床安全性・毒性試験(注)の実施費用、及び治験薬の製造・管理費用を予定しています。

治験計画届出の準備費用への具体的な充当時期は、平成30年3月期に254,500千円、平成31年3月期に4,250千円を予定しております。

(注) GLPとは、Good Laboratory Practiceの略で、医薬品の安全性に関する非臨床試験、例えば急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性、催奇形性、その他の毒性試験に関して、試験の質を担保する基準のことをいいます。また、GLP適合非臨床安全性・毒性試験とは、臨床試験の準備を目的として実施される、GLPの基準に適合した、非臨床で行われる安全性及び毒性に関する試験をいいます。

RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費

50歳以上の人の約1%にみられ、欧米では失明原因の第1位となっている加齢黄斑変性症に対しては、網膜での異常な血管の新生を阻害する医薬品(ルセンティス、アイリーアなどのVEGF(血管内皮増殖因子)阻害薬)が開発されています。それらの実用化から約10年が経過しましたが、臨床上の問題点が明らかになってきました。その一つは、既存薬(VEGF阻害薬)では効果が得られない患者がいることです。また、有効とみられた患者も3年程度経過すると薬効が低下し、再び失明のリスクにさらされることです。これらの要因として、病変による網膜の癒痕化(線維化)(網膜下のタンパク質の線維化を原因とする癒痕形成をいう)が関与していると考えられています。しかし、既存薬には癒痕化を抑制する作用はありません。

これに対して、RBM-007は、血管新生のみならず、失明の原因ともなる癒痕形成を抑制する作用をもつことを明らかにしました(非臨床POC、すなわち疾患モデル動物での効果の確認)。この事は、癒痕病巣形成にFGF2が関与していることを示唆しています。このような二重作用(dual action)は既存薬にはない新規なメカニズムであり、既存薬では奏効しない患者に対して新しい治療法を提供するものと期待しております。このため当社では、RBM-007による加齢黄斑変性症での臨床試験を実施し、ヒトでの安全性・体内動態の確認とともに有効性の確認を進めてまいります。なお、RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とする臨床試験は、眼球の器官の一つである硝子体に注射を行うため健康人に対する第I相試験(治験薬の安全性や体内動態を確認するための試験)は実施せずに、患者に対する第I/IIa相試験(少数の被験者について治験薬の安全性・体内動態の確認とともに有効性の確認を並行して行う試験)を実施いたします。

平成28年4月26日にロイターが配信した記事(注)によると、平成26年時点の全世界の加齢黄斑変性症患者数1億3,500万人のうち1,225万人が米国に居住していると推定されており、米国では加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験での被験者の確保を比較的容易に行うことができると考え、当社はRBM-007による加齢黄斑変性症を対象とした臨床試験を米国で行うことといたしました。これに向け、カリフォルニア大学サンフランシスコ校(UCSF)メディカルセンター眼科の医師であるRobert B. Bhisitkul教授と、メディカルエキスパートの委嘱に関する契約(Medical Expert Agreement)を締結し、米国での臨床試験を行うための準備を進めております。この臨床試験における主要な費用は、医療機関費用(治験を実施する医療機関で治験に関連して負担する費用)、CRO(Contract Research Organization、医薬品開発業務受託機関)委託費用、治験薬の製造・管理費用等となります。

RBM-007の加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費への具体的な充当時期は、平成31年3月期に167,140千円、平成32年3月期に167,140千円、平成33年3月期に83,570千円を予定しております。

(注) 掲載URL: http://jp.reuters.com/article/idJP00093500_20160426_00820160425

RBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費

四肢短縮による低身長(成人男性では身長が約130cm、成人女性では身長が約125cmに留まる)を主な症状とし、有効な治療薬が開発されていない、希少疾患の軟骨無形成症では、増殖期にある軟骨細胞の表面に現れる線維芽細胞成長因子3型受容体(FGFR3)に遺伝子変異が起きています。FGFR3の遺伝子変異は、軟骨細胞の増殖を強く抑制する作用を持ちます。この軟骨細胞の増殖を抑制するFGFR3の活性化にFGF2が深く関与している可能性が示唆されてきました。

当社が実施した、軟骨無形成症モデルマウス(FGFR3の遺伝子を軟骨無形成症の突然変異型に人為的に改変したマウス)を用いた薬理試験において、RBM-007は低身長改善効果を示し、軟骨無形成症に対する本薬剤の非臨床POCが確認されました(すなわち疾患モデル動物での本薬剤の効果の確認がなされました)。

現在、このプロジェクトは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)による創薬支援推進事業(希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業)として支援を受け、また、本疾患に対する基礎・臨床面での様々な評価方法を有する大阪大学医学部、及びチェコ共和国Masaryk大学医学部とも連携して研究開発を進めております。また、大阪大学医学部の医師である大園恵一教授と医学専門家の委嘱に関する契約を締結し、本アプタマーの早期臨床試験の実施に向けた準備を整えております。

軟骨無形成症で対象となる患者は小児であるため、当社ではRBM-007による軟骨無形成症を対象とした臨床試験計画は慎重かつ入念に策定する必要があると考えております。当該計画については、米国への加齢黄斑変性症の治験計画届出における当局との折衝等で得た知見や、加齢黄斑変性症の第I/IIa相試験の経過を

考慮して策定するため、加齢黄斑変性症の治験計画届出と軟骨無形成症の治験計画届出との間にはタイムラグが生じることが想定されます。軟骨無形成症の臨床試験ではまず、成人の健常人を対象に治験薬の安全性や体内動態の確認を行う第I相試験を実施し、治験薬の安全性や体内動態を確認したうえで、少数の小児患者を対象に治験薬の有効性の確認を行う第IIa相臨床試験を実施いたします。この主要な費用は、医療機関費用、CRO委託費用、治験薬の製造・管理費用等となります。

RBM-007の軟骨無形成症を対象とした臨床開発費への具体的な充当時期は、平成31年3月期に81,236千円、平成32年3月期に139,264千円、平成33年3月期に227,400千円、平成34年3月期に227,400千円を予定しております。

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 上記資金使途は、平成34年3月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。
3. 第12回新株予約権の払込及び行使により得られた資金は、治験計画届出準備費用及び加齢黄斑変性症を対象とした臨床開発費に充当します。資金を使用する優先順位としましては、から充当する予定であります。第13回新株予約権の払込及び行使により得られた資金は軟骨無形成症を対象とした臨床開発費に充当する予定であります。新株予約権の行使状況によっては、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の行使が並行して進むことが考えられますが、かかる場合には、及びに関する経費のうち支出時期が早いものより充当する予定です。なお、手取金が権利行使の未行使等により当初の想定額より下回る場合には、臨床開発費の一部を公的資金、新規パートナー企業（本有価証券届出書提出日現在で決定した企業はありません。正式に決定次第開示いたします。）との共同開発等により対応してまいります。
4. 加齢黄斑変性症に関し、米国で治験計画届出を行う予定ですが、米国食品医薬品局（Food and Drug Administration：FDA）から追加試験等の要請を含め、様々な要因により申請が困難になること、臨床試験の中断を余儀なくされること、あるいは新規パートナー企業（本有価証券届出書提出日現在で決定した企業はありません。正式に決定次第開示いたします。）との提携により当社からの費用の支出が軽減されることも想定されます。その場合、RBM-007の軟骨無形成症の臨床開発費、当社の他の開発パイプラインの開発費用等に充当する予定です。
5. 軟骨無形成症に関し、臨床試験の中断を余儀なくされること、あるいは新規パートナー企業（本有価証券届出書提出日現在で決定した企業はありません。正式に決定次第開示いたします。）との提携により当社からの費用の支出が軽減されることも想定されます。その場合、当社の他の開発パイプラインの開発費用等に充当する予定です。
6. さらに余剰資金が発生した場合には、自社製品の中から動物での効果が確認された製品の臨床試験実施に向けた、アプタマーの製造とGLP適合非臨床安全性・毒性試験の実施等に係る費用に使用して、アプタマー創薬の加速化を図りたいと考えております。

平成26年8月20日及び平成26年9月4日に決議した増資（以下「前回増資」という。）の内容

当社は、公募による新株発行により平成26年9月18日に差引手取概算額2,519,440千円の増資を実施いたしました。上記において調達した資金の本有価証券届出書提出日現在の充当状況は以下のとおりです。

具体的な使途	充当予定額 (千円)	既充当金額 (千円)	未充当金額 (千円)
自社創薬の各パイプラインの研究開発費	2,519,440	671,819	1,847,621

なお、上記「自社創薬の各パイプラインの研究開発費」は、当社の独自の創薬プラットフォームである「RiboARTシステム」を活用し、基礎・探索研究及び前臨床試験を実施するための研究開発費であります。前回増資による調達資金は、臨床試験実施に至るまでの研究開発を目的とした資金であり、その目的に従い、RBM-007をはじめとした自社創薬の各パイプラインの臨床試験に至るまでのステージアップや新規パイプラインの創製に努めてまいりました。今後においては、前回増資による調達資金のうち未充当のものを、当初の計画通り、RBM-007以外の自社創薬の各パイプラインのステージアップと新規パイプライン創出のために充当し、RBM-007に続く臨床開発品や、ライセンス・アウト候補品の創出に努めてまいります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	大和証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第24期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月29日関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第25期中 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年12月20日関東財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	20,900株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		主幹事証券会社

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、平成29年6月8日現在のものであります。なお、出資関係につきましては、平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

c．割当予定先の選定理由

当社は、本資金調達にあたり、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第12回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（3）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、割当予定先である大和証券から提案のあった本スキーム及び他の金融機関からの提案を含め、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってまいりましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の機動性や蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券より受けた本新株予約権の提案が最適であると判断したため、同社を割当先とする第三者割当を行うこととしました。

また、同社が、主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、本スキームの特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は2,000,000株（第12回新株予約権及び第13回新株予約権の合計）です（但し、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第12回新株予約権）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と大和証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

当社は、大和証券より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、大和証券と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における当社の上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(大和証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が平成28年12月20日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書(第25期中)に記載された平成28年9月30日現在の貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認したことから、当社としてかかる払込及び行使に支障はないと判断しております。また、本有価証券届出書提出日現在においても、割当予定先からは、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有している旨の報告を口頭で受けております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である大和証券との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である大和証券との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（677円）、当社株式のボラティリティ（57.0%）、配当利回り（0.0%）、本新株予約権に適用する割引率（0.1%）、当社の資金調達需要が一様に発生すること、当社が資金調達需要に基づき継続的に行使要請通知を行うこと、当社からの通知による取得が行われないこと、割当予定先が当社の行使要請通知に基づき、又は行使禁止のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、第13回新株予約権の権利行使が第12回新株予約権の権利行使完了後に実施されること等）を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストの発生を仮定して評価を実施しました。

その結果、第12回新株予約権1個の評価額は310円、第13回新株予約権1個の評価額は180円と算定され、当社は、これを参考として本新株予約権1個の払込金額を、それぞれ上記評価額と同額となる第12回新株予約権は金310円、第13回新株予約権は金180円、と決定しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成29年6月7日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額に修正されるものの、その価額は第12回新株予約権及び第13回新株予約権の下限行使価額である407円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の60%に相当する金額で設定されており、最近6カ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額であることから、割当予定先に特に有利でなく、法令に違反する重大な事実とは認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、本有価証券届出書提出日現在の発行済株式数13,309,600株に対して最大15.03%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第12回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1 . 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）」の発行により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、アブタマー医薬品の研究開発をスピードアップし、RBM-007について自社での臨床開発を実施して製品価値を高め、製薬会社とのライセンス契約締結に向けた活動を加速することによって、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくことと考えており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計2,000,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は41,522株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (株)	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
大塚製薬株式会社	東京都千代田区神田司町二丁目9番地	4,000,000	30.11	4,000,000	26.17
大和証券株式会社	東京都千代田区一丁目9番1号	20,900	0.16	2,020,900	13.22
全薬工業株式会社	東京都文京区大塚五丁目6番15号	1,025,800	7.72	1,025,800	6.71
中村 義一	東京都港区	568,000	4.28	568,000	3.72
宮川 伸	千葉県千葉市美浜区	325,400	2.45	325,400	2.13
藤本製薬株式会社	大阪府松原市西大塚一丁目3番40号	300,000	2.26	300,000	1.96
中村 恵美子	東京都港区	271,000	2.04	271,000	1.77
新井 計男	埼玉県川越市	255,600	1.92	255,600	1.67
中村 陽子	東京都港区	200,000	1.51	200,000	1.31
大和企業投資株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	162,200	1.22	162,200	1.06
計		7,128,900	53.66	9,128,900	59.73

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 割当予定先である大和証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）平成28年6月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第1四半期（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）平成28年8月12日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第2四半期（自平成28年7月1日 至平成28年9月30日）平成28年11月11日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第3四半期（自平成28年10月1日 至平成28年12月31日）平成29年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年6月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」という。）及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年6月8日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」及び「対処すべき課題」について変更及び追加がありました。

以下に記載の「事業等のリスク」は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ ̄で示しております。

また、以下に記載の「対処すべき課題」は当該「対処すべき課題」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ ̄で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載の「事業等のリスク」及び「対処すべき課題」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年6月8日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

1. 事業等のリスク

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資家の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針がありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項記載の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

創薬・医薬品開発事業全般に関する事項

当社は、医薬品開発における初期段階（探索研究及び前臨床試験）での研究開発を中心とした創薬事業を主たる事業としております。本分野は、国際的な巨大企業を含む国内外の多数の企業や研究機関等が競い合っています。また、研究開発から製造販売のための承認・許可の取得、上市に至る過程において様々な薬事規制に従い、しかも長期間にわたって多額の資金を投入する必要があります。この創薬事業は下記のとおり不確実性及びリスクを伴うものであります。

(イ) 医薬品開発の不確実性について

一つの開発候補化合物が医薬品として承認され上市に至るまでには、ヒトでの臨床試験を含む様々な試験によって有効性・安全性が確認されるのみならず、製造・販売に至るまでに様々な関門があり、その全てをクリアする必要があります。

開発過程の各段階において、開発続行の可否を判断する際、中止の決定を行うことは稀なことではありません。このような成功の不確実性は、自社で開発した場合も、あるいは製薬企業にライセンス・アウトした場合においても、避けては通れないものです。このリスクを低減・分散するため、当社は以下の基本的な対応をとっております。

- ・一つのターゲット（ターゲットタンパク質）に結合するアプタマーについて、有力なものが得られても、幾つかのバック・アップ品を準備することによって、プロジェクトの持続を図る。
- ・互いに独立した複数の開発パイプラインを保有する。

これらによって、一つの開発候補化合物について開発途上で何らかの障害が発生した場合でも、それに伴う事業遂行上のリスクやロスを最小限に留めるよう努めております。

しかしながら、当社のような規模の創薬企業にとって、自社創薬が共同研究かを問わず、開発パイプラインから品目が脱落する影響は大きく、その場合には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 治験の実施について

当社は、RBM-007（抗FGF2アプタマー）について加齢黄斑変性症を対象とした治験計画届出を平成30年3月期に米国FDAに、軟骨無形成症を対象とした治験計画届出を平成31年3月期にPMDAに行い臨床開発を進める予定ですが、有効性及び安全性の評価に関し規制当局からの承認が必要とされ、有効性及び安全性に良い評価が得られなかった場合、外部環境の変化等で事業性の喪失が懸念された場合などには、次の臨床開発段階への進行が遅れる可能性や、臨床開発自体を終了・中止せざるを得ない状況になる可能性があります。

当社は、このような不確実性を低減するために、開発ターゲットの疾患領域の権威として治療指針に影響力を持つ医師（キー・オピニオン・リーダー）、非臨床試験・臨床試験・CMC（Chemistry, Manufacturing and Control：原薬及び治験薬の開発）・薬事それぞれに精通する外部専門家（コンサルタント）、並びに規制当局との事前相談を通じた情報収集に基づき試験を設計し実施してまいります。

しかしながら、予めすべての要因を想定することは極めて困難であり、臨床開発の大幅な遅れや中止の可能性、規制当局から追加の試験を求められるなどの事態が発生する可能性があります。このような事象が発生した場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 収益の不確実性について

通常、医薬品（開発途上の製品を含む）のライセンスにおいては、契約締結に伴う契約一時金、開発途上におけるマイルストーン収入及び製品上市後のロイヤルティの受領を予定しています。

しかし、契約を成立させるためには、ライセンシー（ライセンスを受ける相手先）の評価をクリアする一定の条件（有効性等に関する信頼できる試験データ、特許の存在、競合品との優位性の根拠資料等）を有した医薬候補品を創製する必要があり、また、マイルストーン収入を獲得するためには、ライセンシーによって開発が順調に進み、一定の段階をクリアすることが必要であり、さらにロイヤルティを得るには、許認可当局からの承認の取得、製造及び販売の全ての段階において成功を収めることが必要であります。

当社は比較的早期の段階の研究開発を基本としているため、その後の開発進捗の不確実性が比較的高い可能性があり、当社及びライセンシーが前述の一連の活動において成功しない、あるいは、製品化（製品の承認取得、製造販売）に成功したとしても、薬価や市場性の問題等から、当該製品に関する事業活動を継続するために必要な採算性を確保する十分な収益を得ることができない可能性があります。

当社は、上記開発プロジェクトの適応疾患の選定及び共同研究やライセンス契約等の提携契約の締結に際して、競合品となる可能性のある既存の医薬品の市場規模等を基に市場性や採算性を検討しておりますが、万一この判断が誤っていた場合、あるいはこの判断の基礎となる状況に変化が発生した場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 遵守すべき法的規制等及び医療保険制度等の不確実性について

当社が参画する医薬品業界は、各国における事業規制法及び医療保険制度、その他関係法令等により、様々な規制を受けております。すなわち新規医薬品を製造発売するに当たっては、対象となる全ての国で当該国が定める薬事関連法規に従って一定の基準の下で承認や許可を受ける必要があり、また臨床試験の開始などについても、多くの国で厳しい薬事規制が設けられています。

当社の事業計画は現行の医薬品に関する日本など先進国での承認基準や薬事規制を前提として策定されておりますが、これらの基準及び規制は科学技術の発展に伴って、適時、改定されています。

長期間を要する新薬開発においては、その間にこれらの基準や規制、制度、価格設定動向等が大きく変動する可能性がないとは言えず、また、薬事に関する法的規制等及び医療保険制度等に変更等が生じた場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 開発品目に関する潜在的な競合について

当社の潜在的な競合相手は、国内外の大手製薬企業、バイオ関連企業、大学、その他の研究機関等多岐にわたります。

アプタマー創薬を行っている企業は、現時点では当社やドイツのNOXXON社が代表的な会社であり、この分野で公開されている各社の開発ターゲット(開発品目)を見る限り、競合はほとんどありません。

しかし、アプタマー医薬は抗体医薬と類似した作用メカニズムや投与方法などから、ターゲット疾患によっては抗体医薬との開発競争や市場での競合が起こりえます。それら競合相手の中には、マーケティング力、財務状況等について当社やその提携先より優位にある企業が多数あり、当社開発品と競合する製品(特に抗体医薬)を効率よく開発し、生産及び販売する可能性があります。

したがって、許認可当局によって当社の製品候補の販売承認が得られた場合であっても、これら競合相手との競争が生じた場合、また、核酸医薬、特にアプタマー医薬のポテンシーや将来性が大手製薬企業に認識され、参入企業が増加し競争が激化する場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 賠償問題発生リスクについて

医薬品の臨床試験を実施する際には、薬剤の副作用などに伴う健康被害に対する賠償問題が発生するリスクを伴います。これに関し、治験薬保険などの保険への加入によって、こうした事態が発生した場合の財政的負担を最小限にする対応を図ってまいります。

また、医薬品の製造及び販売に伴う副作用等での健康被害に対し、製造物責任により賠償を負うケースが発生する可能性があります。

開発段階での候補品のライセンス・アウトを予定している当社の事業形態からは、販売後の医薬品が引き起こす健康被害による製造物責任を当社が負う可能性は極めて低いものです。しかし、開発に関与した者として何らかの責任を追及され、ライセンサーから賠償金を請求される可能性は皆無とは言えず、このような場合等には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ト) 技術革新について

当社は「RiboARTシステム」というアプタマー創薬に関する基盤技術を保有しており、あらゆるターゲットに対応したアプタマー医薬の開発を可能にしているという点で優位性を有していると認識しております。医薬品産業においては技術革新が活発であり、当社が認識している優位性を維持し続けるためには、これまでに培った「RiboARTシステム」のさらなる発展、向上を図るだけでなく、新規技術の開発に鋭意取り組む必要があります。

しかしながら、当社の計画どおりに研究開発が進捗しない場合や急激な技術革新等により新技術への対応に遅れが生じた場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

当社事業遂行上の事項

(イ) アプタマー創薬について

当社の創薬対象であるアプタマー医薬は、これまで医薬品として用いられてきた低分子医薬品、ワクチン、抗体医薬品に次ぐ新しいカテゴリーである核酸医薬品に属するものです。

核酸医薬品は開発の歴史が浅く、現在までに4品目が上市されただけで、多くは開発途上にあります。このため、製品の効果や安全性、製造方法及び製造コストなどにつき十分な経験、実績が確立されているとは言えず、予期せぬ副作用や製造上の問題又は課題が発生する可能性があり、このような場合等には当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はアプタマー創薬の基盤技術であるSELEX法に関する特許の使用許諾を米国・アルケミックス社より受けていましたが、当該特許は、日本及びヨーロッパにおいて平成23年6月、米国において平成26年9月に失効しました。これに伴い、当社はアルケミックス社との契約を終結させ、自由にSELEX法を実施できる環境となりました。

しかし、同時に、こうした状況下では大手製薬企業等によるアプタマー創薬への新規参入が想定されま
す。その場合には、わが国で先駆的にアプタマー創薬に着手してきた当社の研究者の引き抜きや流出に加え
て、限られた原薬製造設備の争奪が生じる可能性もあります。

当社としては、将来のこうした状況に備えて、独自の「RiboARTシステム」の開発、知財の取得、ノウハ
ウの蓄積に鋭意努力すると同時に、研究員のリテンションのための施策を講じ、また、アプタマー原薬の製
造会社との良好な取引関係の推進や、核酸科学やアプタマーの研究者・研究機関とのネットワークの維持等
の対応を行っております。しかし、アプタマー創薬への新規参入企業が増加する場合等には、当社の事業等
に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 特定の提携契約に依存した事業計画について

当社は、現時点で、特定の製薬企業との限られた少数の共同研究契約及びライセンス契約を主軸とする事
業計画を有しております。

しかしながらこのような提携契約は、相手先企業の経営環境の極端な悪化や経営方針の変更など、当社が
コントロールし得ない何らかの事情により、期間満了前に終了する可能性及び当社の想定と異なる事態が生
じる可能性があります。

このような事態が発生した場合には、他の製薬企業との新たな提携等により当事業計画への影響を最小
限に食い止める所存ではありますが、これが適時に実現できる保証はなく、このため当社の希望どおりの事
業活動ができず、若しくは制約を受け、その結果、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。なお、
当社が現時点で有している主な提携契約としては、大正製薬株式会社との共同研究契約及びアステラス製薬
株式会社との共同研究契約並びに藤本製薬株式会社と平成26年4月に締結したRBM004(抗NGFアプタマー)
に関するライセンス契約、大塚製薬株式会社と平成29年5月に締結したRBM001(抗MKアプタマー)に関する
ライセンス契約があります。これらを含め、当社の事業展開上、重要と思われる契約の概要は第13期有価証
券報告書「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しておりますが、当該契約が期間満了、
解除、その他の理由に基づき終了した場合若しくは当社にとって不利な改定が行われた場合、又は契約の相
手方の財務状況が悪化したり、経営方針が変更されたりした場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響
を及ぼす可能性があります。

このうちライセンス契約によるライセンス・アウト後の収入については、所定条件の達成による収益である
ことから、ライセンス・アウト後の開発の進捗状況によっては予定された収益の計上時期が遅れたり、そ
れが得られない等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第13期有価証券報告書「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載した契約の中
には、一定の解除事由を定めているものがあります。

(ハ) 新規パイプライン創出について

当社は、今後も新規医薬品の候補アプタマーを自社あるいはアカデミアとの連携を通じて創出し、自社創
薬品目あるいは共同研究品目の候補としていくことを基本戦略としております。

この戦略を確実に推進するため、製薬企業との情報交換による需要の発掘やアカデミアとの産学連携等
により、Unmet Medical Needsを満たす新規パイプラインの選定・獲得・創出の可能性を高める努力を続けて
おります。

また、国内外の製薬企業との情報ネットワークを活用して需要のある候補ターゲットを早期に探知し、新
規パイプラインの可能性を追求してまいります。

しかしながら、現在すでに開発途中にあるもの以外の候補アプタマーを、適宜、創出できる保証が100%
あるとは言えず、そのような場合には、当社の事業計画の変更を余儀なくされる等により、当社の事業等
に影響を及ぼす可能性があります。

会社組織に関する事項

（イ）小規模組織であることについて

当社の人員は、本有価証券届出書提出日現在、役員 8 名（取締役 5 名、監査役 3 名）、従業員 21 名と小規模であります。当社の研究開発活動については、比較的少人数による体制（取締役 1 名、従業員 15 名）を敷いておりますが、研究開発段階における提携関係と業務受託企業の積極活用により、既存パイプラインの開発並びに新規薬剤候補化合物の探索を推進しております。今後は、既存パイプラインの開発推進及び新規薬剤候補化合物のパイプライン化に伴い、さらなる研究開発人員の増加を計画しております。

また、管理部門（内部監査室を含む）の人員は本有価証券届出書提出日現在で 7 名（取締役 1 名、従業員 6 名）であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大に伴い、管理部門につきましても増員を図る方針であります。

しかしながら、計画通りの人員の確保ができない場合、あるいは既存人員の流出が生じた場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

（ロ）特定人物への依存について

当社はこれまで、創業者で当社の競争力の源となっている「RiboARTシステム」の創出者であり、多くの社有特許の発明者でもある東京大学医科学研究所教授であった中村義一（現 当社代表取締役社長、東京大学名誉教授）を中心として、基礎研究・研究開発をはじめとする事業の全般を推進してまいりました。当社設立は、同氏の研究成果の事業化を目的とするものであり、また、現在の当社と東京大学との共同研究においても中心となっていることから、当社の研究開発活動において重要な位置付けを有しており、その依存度は極めて高いと考えられます。

当社は、今後においても代表取締役としての同氏の会社経営の執行が必要不可欠であると考えており、何らかの理由により同氏の会社経営の執行が困難となった場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

（ハ）研究開発に関する一部外部委託について

当社は、広く社外にも専門的な意見を求め、さらに機動的な事業運営を図るため、主に以下に掲げる研究開発項目の一部について、外部機関に業務委託を行っております。

- ・原薬（前臨床試験用及び臨床試験用の各種アプタマー）、治験薬の製造業務
- ・前臨床試験の実施

特に、原薬製造元との製造委託取引は今後も継続していく方針であり、また代替先も確保しておりますが、自然災害や所在国における不測の事態等により、当該製造元から安定的な原薬供給が受けられなくなり、かつ速やかに代替先への移行が行われなかった場合、当社の研究開発の推進に支障をきたし、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、上記以外の業務の委託についても、当社にとって不利な契約改訂が行われた場合又は予期せぬ事情により契約が終了した場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、今後の事業の拡大に合わせて上記以外の業務についても、機動的な事業運営を図るため、外部機関に業務委託を行ってまいりますが、速やかに適切な業務委託先が確保出来なかった場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

（ニ）自然災害について

当社は、事業活動の中心となる研究設備や人員が本社周辺に集中しており、地理的なりスク分散ができておりません。この地域において地震等の大規模な災害が発生した場合には、設備等の損壊、事業活動の停滞等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

（ホ）大学等との共同研究について

当社は東京大学を含め、複数の大学等公的機関と共同研究を実施してまいりました。今後もこれらの共同研究を継続していく考えであります。

東京大学医科学研究所には社会連携講座（「RNA医科学」社会連携研究部門）を設置し共同研究を実施しており、その下で同研究所の施設（実験区画、動物試験施設等）や各種のインフラの利用が可能となっております。当社の研究推進に大きく寄与しております。

しかしながら、法令改正等、何らかの事情により東京大学の社会連携講座が大学において継続されず、又は共同研究契約が解消された場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

大株主に関する事項

平成29年3月31日時点で大塚製薬株式会社は当社発行済株式総数の30.10%（4,000,000株）を保有しておりますが、重要性の観点から非持分法適用会社となっております。また、大塚製薬株式会社は大株主ではありますが、当社の経営的支配を目的として出資をしていないため、当社の経営判断等に関して影響力を行使するなどの制約を当社に与えておりません。

また、大塚製薬株式会社とはライセンス契約が締結されております。当社はライセンス品目の事業化に向け、大塚製薬株式会社との協力関係を維持してまいりますが、将来において大塚製薬株式会社の経営方針やグループ戦略が変更され、協力関係が解消された場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 上記の大塚製薬株式会社の持株比率は、既開示の有価証券報告書の記載に合わせて小数点以下第3位を切り捨てております。一方、本有価証券届出書「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 5 第三者割当後の大株主の状況」における割当前及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(イ) 大塚製薬株式会社との取引関係

本有価証券届出書提出日現在における主な取引として記載すべきものはありません。

(ロ) 大塚製薬株式会社とのその他特別な関係

大塚製薬株式会社との間において特別な関係はありません。

知的財産権に関する事項

(イ) 特許の状況について

当社の出願中の各特許については、特許出願時に特許性等に関する調査を行ってはおりますが、全ての特許出願について特許査定が受けられるとは限りません。開発品をカバーする出願中の特許が成立しなかったり、カバーする範囲が狭い場合、ライセンス・アウトが出来ず、又は出来たとしても低額な対価しか得られず、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。また、特許が成立した場合にも、これらの権利を維持していくための費用が今後当社の負担になる可能性もあります。なお、当社の研究開発に関する主要な特許は、第13期有価証券報告書「第1 企業の概況 3 事業の内容」の項で示したとおりです。

さらに、医薬品業界においては、日々熾烈な新薬の開発競争が世界的に繰り広げられており、他社において優れた発明が行われる可能性は常に存在し、当社の特許が成立し、当社技術を保護できた場合においても、他社の特許や技術により、当社の特許が淘汰又は無力化される可能性は否定できません。

なお、本項に記載した事項については、現在、当社が開発中のプロジェクトに関して、その実施に支障若しくは支障の発生を懸念される事項は、調査した限りにおいて、存在しておりません。

(ロ) 訴訟及びクレームについて

当社においては、その事業が第三者の特許権等に抵触することを未然に防止するため、事業の着手及びその過程において、特許事務所や専門家による特許調査を適宜実施しており、現時点において第三者特許への抵触の可能性は低いものと認識しております。

また、本有価証券届出書提出日現在において、当社の事業に関する特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟及びクレームが発生している事実はありません。

しかしながら、当社のような創薬を事業とする研究開発型の企業にとって、事業に対する差止請求、損害賠償請求、実施料請求等の知的財産権侵害問題の可能性を完全に排除することは困難であります。万が一、当社が第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、案件によっては解決に時間及び多大の費用を要する可能性があります。特に第三者の特許権等を侵害して事業を行っていた場合、当該第三者から差止請求権や損害賠償請求権を行使されたり、高額な実施料の請求等により、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 特許の確保について

当社は、事業に必要な職務発明につき、その発明者である役員・従業員等から特許を受ける権利を譲り受けた場合、当社は発明者に対して特許法第35条第3項に定める「金銭その他の経済上の利益（相当の利益）」を与えなければなりません。当社は社内に周知された規程に則り、発明者の認定及び金銭の支払を実施しているため、これまでに金銭の額等について発明者との間で問題が生じたことはありませんが、その可能性を将来にわたり完全に排除することはできません。紛争が生じた場合や、発明者に追加の対価を支払わなければならない場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(二) 情報管理について

当社の事業において、研究若しくは開発途上の知見、技術、ノウハウ等は非常に重要な機密情報であります。その流出リスクを低減するため、当社は、役職員、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するなど、厳重な情報管理に努めております。

しかしながら、役職員、取引先等によりこれが遵守されなかった場合には、重要な機密情報が漏洩する可能性があります。このような場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績に関する事項

(イ) 過年度における業績推移について

当社の主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
事業収益 (千円)	168,613	151,220	479,871	121,911	93,773
営業利益又は営業損失 () (千円)	411,056	414,475	6,180	532,389	785,903
経常利益又は経常損失 () (千円)	275,299	210,881	13,195	322,103	658,864
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	153,240	162,525	134,584	324,703	706,894

当社は、平成15年8月に設立された業歴の浅い企業であります。したがって、今後当社が継続的な成長や、経常的な営業キャッシュ・フローを獲得できるかを予測する客観的な判断材料としては、過年度の経営成績だけでは、不十分な面があると考えられます。

(ロ) マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社は、医薬品の研究開発を事業とするベンチャー企業であり、製薬企業との共同研究や開発品の製薬企業へのライセンス・アウトにより収益を得ることを事業の中核としております。医薬品の研究開発では当初から多額の資金が必要になる反面、安定的な収益の計上にいたるまでには相当な期間を要し、当初は期間損益がマイナスになるのが一般的な傾向です。平成27年3月期を除き、創業以来、平成29年3月期まで当期純損失を計上してまいりました。当社は既にライセンス・アウトしたパイプラインに続く、後続のパイプラインのライセンス・アウトや新規共同研究契約の獲得を推し進めてまいりますが、将来においてこれらの施策が計画通りに進展しない場合、予定した当期純利益を計上できず、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が遅れる可能性があります。

(ハ) 資金調達について

当社は、研究開発型企業として多額の研究開発資金を必要といたします。事業計画が計画通りに進展しない等の理由から資金不足が生じた場合には、提携内容の変更、新規提携契約の獲得、新株発行等の方法により資金需要に対応してまいります。しかし必要なタイミングで資金を確保できなかった場合には、当社プロジェクトの推進や事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。

また、今後において、さらなる事業拡大等のための資金調達の方法として新株や新株予約権証券などを発行する可能性があります。新株発行の結果、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化に関する事項

当社は、優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株予約権を取締役、従業員及び社外協力者に対して付与いたしました。これらの潜在株式の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを必要に応じて実施することを検討いたします。したがって今後付与される新株予約権の行使が行われた場合にも同様に、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

2. 対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした時に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤルティー及び共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開しております。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保の実現と、今後の飛躍に向けた中長期の経営課題として、「リボミック・アプタマーの自社臨床試験の実施とPOC取得」、「海外メガファーマとの複数アライアンスの締結」、「世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立」を掲げております。この、経営課題の実現に向けて以下について、特に重点的に取り組んでおります。

：各創薬プロジェクトの開発ステージのアップとこれを支える新規技術開発

・自社パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現するためには、良質な自社パイプラインを選定、拡充し、各々について製薬企業の評価に耐え得る試験データを取得していくことが重要と考えております。新規テーマの選定にあたっては、大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査し、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定するよう努めてまいります。しかし同時に、経営資源の集中のため、一度着手したテーマについても、一定期間の後に適切な評価を実施し、必要に応じて、開発ラインから除外する判断も必要であると認識しております。

・新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技术の開発、次世代シーケンサーとコンピュータ科学を利用したアプタマー探索の人工知能技術の開発、アゴニスト・アプタマー（受容体作動薬）や細胞内への取り込み可能なアプタマー、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマーなどの創製に繋がる技術を目指し、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。

：製薬企業との新規アライアンスの締結

・ライセンス活動の推進

ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインのライセンス・アウトを図るべく、国内外の製薬企業への営業活動、学会での発表や学術雑誌への論文掲載等を通じて、当社の技術と製品を国内外にアピールする活動を継続してまいります。

・共同研究の推進

大手製薬企業との共同研究は、安定的な収益源となるだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにつながり、同時に、大手製薬企業の技術を活用して開発を迅速に進められることから、既存の契約での成果創出と同時に、新規提携に努めてまいります。

：自社での臨床Proof of Concept（臨床POC）獲得に向けた開発推進

・自社臨床試験に向けての準備

当社は、将来において当社が大きく飛躍するためには、自社で臨床試験を実施することが必要であると考えております。具体的には、RBM007による加齢黄斑変性症を対象とした治験計画届出を平成30年3月期に米国FDAに、軟骨無形成症を対象とした治験計画届出を平成31年3月期にPMDA（米国FDAに相当する日本の審査機関）に行い、臨床POC獲得までの臨床開発を進めてまいります。これに向けて社内は当然のことながら、外部委託機関の有効活用や国内外の医学専門家の協力を得て推進するとともに、これらの進捗管理を図りスケジュールに遅れることなく取り組んでまいります。さらに、臨床POC獲得までの状況に応じて資金調達を実施し、パイプラインの価値を極大化するための臨床開発資金を確保してまいります。

： ~ を実現するための体制強化

・コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、アプタマー創薬企業としてアプタマーを素材とする新薬を次々と創製し、継続的な成長と企業価値の最大化を図り、医薬品開発をとおして社会に貢献できる企業を目指しております。このような企業として社会的責任を果たしていくために、平成29年3月期において社外取締役1名を選任し、社外取締役を2名体制にする他、コーポレートガバナンス・コードへの対応も継続して進めてまいりました。コーポレート・ガバナンス体制の強化により経営の健全性や透明性の向上を継続的に図っていくことは、最も重要な課題の一つであると認識し、取り組んでまいります。

・組織体制の整備と、人材の育成・登用

当社は、上記の課題に対応し、当社事業の継続的な発展を実現するためには、それに対応する組織体制の整備と、人材の育成・登用を図ることが重要と考えております。今後も事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を育成し必要なポジションに登用する他、豊富な経験を有する人材の採用、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社リボミック 本店

(東京都港区白金台三丁目16番13号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

該当事項なし